

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ①人口の推移、人口構造

平成 30 年 5 月 1 日現在、当町の人口は 15,067 人（男性 7,457 人、女性 7,610 人）、世帯数は 5,257 世帯である。国勢調査に基づく人口の推移をみると、昭和 40 年から昭和 60 年までは増加傾向であった。平成 2 年から平成 22 年までは約 15,000 人で推移していたが、平成 27 年には 14,752 人と減少に転じた。また年齢 3 区分別人口の割合は 0 歳から 14 歳が 14.9%、15 歳から 64 歳が 59.0%、65 歳以上が 26.2% と少子高齢化が進行している。

また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、2040 年には 13,092 人、2050 年には 12,060 人、2060 年には 10,913 人まで減少する結果となっており、人口減少に伴う労働力や人材の不足が危惧されている。

##### ②産業構造及び中小企業者の実態等

当町は濃尾平野の北西部に位置し、良質で豊富な地下水に恵まれた立地条件のもと、電子部品・デバイス・電子回路、プラスチック、食料品等の多様な製造業が進出し、地域経済の発展を支えてきた。産業構造は第 2 次産業が 58%、第 3 次産業が 40%を占めており、産業別の従業者数は製造業が 50.8%と最も多くを占める。次いで卸売・小売業が 14.0%と多い。当町の基幹産業である製造業については、民間企業の縮小や撤退によって出荷額が平成 21 年に大きく減少後、概ね横ばいが続く。事業所数・従業員数は減少傾向にある。中小企業者は大企業と比較して少子高齢化による人手不足や、働き方改革への対応等の厳しい事業環境により、減少が進んでいると考えられる。

#### (2) 目標

当町では、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、労働生産性の向上を図り、中小企業者の事業基盤を強固にするため、導入促進基本計画期間中に 3 件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当町の産業は、製造業が中心ではあるが、卸売・小売業、建設業、サービス業など、多様な産業が経済、雇用を支えているため、これら多様な産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当町は町内全域が肥沃な平坦地で、地下水が豊富など多様な産業の適地であり、町内広域に様々な産業が立地している。中小企業者による幅広い生産性向上を実現するため、本計画の対象区域は、町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

当町の産業は、製造業が中心ではあるが、卸売・小売業、建設業、サービス業など、多様な産業が経済、雇用を支えているため、これら多様な産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率 3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から 3 年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は 3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

### (2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。